

1 - 6

標準町村議会会議規則の改正内容の説明

◎ 第九条の改正

【改正前】

(会議時間)

第九条 会議時間は、午 〇時から午後五時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員〇人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 会議の開始は、号鈴で報ずる。



【改正後】

(会議時間)

第九条 会議時間は、午 〇時から午後五時までとする。

2 議長は、必要があると認める場合は、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員〇人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

4 会議の開始は、号鈴で報ずる。

本条は、議会の会議時間とその変更の取扱いについて規定するものである。

これまで、開議時刻前に会議時間を変更することは議長の権限として可能と解釈していたが、ただし書に議員からの異議があった場合についての規定があり、会議中でない時間に議長が会議時間を変更することについて規定上から読み取りにくいという課題があった。

今回の改正は、第二項を改正し、第三項を新設するものである。

第二項は、会議時間内に議長が会議に宣告することにより、会議時間を変更することができることを規定する。ただし書は議員〇人以上から異議があった場合の規定である。

第三項は、会議中でない時間は、会議への宣告ができないため規定するものである。会議中でない時の会議時間の変更が考えられるときとしては、台風の接近等により災害の発生が予測されるため緊急に開議時刻を変更する必要があるときや審議未了のままの閉会を防ぐため定例会最終日の休憩中に閉議時刻を延長する必要があるときが想定される。そのため、単に「必要があると認めるとき」ではなく、「特に必要があると認めるとき」に限り、その例示として「緊急を要するとき」を挙げるものである。

なお、「会議時間の変更」を、標準都道府県議会会議規則の規定のように「会議時間の繰上げ又は延長」に改正したらどうか、という意見もあるが、町村議会においては、①会議規則で定める時間帯(例:午前10時～午後5時)の中で、開議時刻を午前11時に繰り下げたり、閉議時刻を午後4時に繰り上げたりすることは会議時間の変更ではないとする考え方と、こうした場合も会議時間の変更として取り扱っているケースの二通りが実態としてあること、②例えば夜間議会の開催のために開議時刻を会議規則で定める会議時間の外枠となる午後7時からに繰り下げる場合があることなどを想定すると、「会議時間の変更」として規定する方が望ましいことから従前どおり規定するものである。

◎ 第三十二条の改正

【改正前】

(開票及び投票の効力)

第三十二条 議長は、開票を宣告した後、〇人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

- 2 前項の立会人は、議長が議員の中から指名する。
- 3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。



【改正後】

(開票及び投票の効力)

第三十二条 議長は、開票を宣告した後、〇人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

- 2 前項の立会人は、議長が議員の中から指名する。
- 3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。
- 4 投票の効力に係る法第百十八条((投票による選挙・指名推選及び投票の効力の異議))第六項の規定による通知に関し必要な事項は、^{規程13条}議長が定める。

本条は、議会の選挙における開票及び投票の効力について規定するものである。

今回の改正は、第四項として新たに「投票の効力に係る法第百十八条((投票による選挙・指名推選及び投票の効力の異議))第六項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。」を加えるものである。

議会で行う選挙の投票の効力に異議があったときの規定は、地方自治法第百十八条に定められているが、同条第六項の規定による決定の文書による交付を同法第百三十八条の二第二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う場合、同項ただし書の規定により地方自治法施行規則第十二条の二の七第二号に掲げる議会等が定めるところによる届出による必要がある。当該議会等の定めるところは、会議規則に該当する規定がないため、この場合において、本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める旨を新たに加えるものである。

なお、選挙に関する疑義を規定する会議規則第三十四条に、第二項として選挙に対する異議の規定を設ける方がよいのではないか、という意見もあるが、地方自治法第百十八条第一項の「投票の効力に関し異議があるときは議会がこれを決定する」とある「異議」は開票の結果、各投票の有効無効を決定する議長に対する異議(投票が有効または無効であるとの理由で再審

査を求める意思表示)であつて、その申立時期は投票が行われてから次の議題の審議に入るまでの間であり、この異議があつた場合は出席議員全員が改めて投票の効力につき審議し、そこで初めて議会として投票の有効無効を決定する」とされている(福井地判 S33.2.5)。このため、本条第三項の決定に対して地方自治法第百十八条第一項の異議がなされるものであることから、同条第六項の通知に係る規定は、本条第四項として設けるものである。

◎ 第八十五条の改正

【改正前】

(選挙規定の準用)

第八十五条 記名又は無記名の投票を行う場合には、第二十八条((議場の出入口閉鎖))、第二十九条((投票用紙の配布及び投票箱の点検))、第三十条((投票))、第三十一条((投票の終了))、第三十二条((開票及び投票の効力))、第三十三条((選挙結果の報告))第一項、第三十四条((選挙に関する疑義))及び第三十五条((選挙関係書類の保存))の規定を準用する。



【改正後】

(選挙規定の準用)

第八十五条 記名又は無記名の投票を行う場合には、第二十八条((議場の出入口閉鎖))、第二十九条((投票用紙の配布及び投票箱の点検))、第三十条((投票))、第三十一条((投票の終了))、第三十二条((開票及び投票の効力))第一項から第三項まで、第三十三条((選挙結果の報告))第一項、第三十四条((選挙に関する疑義))及び第三十五条((選挙関係書類の保存))の規定を準用する。

本条は、投票による表決を行う場合の選挙規定の準用について規定するものである。

今回の改正は、「第三十二条((開票及び投票の効力))」を「第三十二条((開票及び投票の効力))第一項から第三項まで」に改めるものである。

これは、第三十二条に新たに加えた第四項の規定は、投票の表決を行う場合に準用することがなく、第一項から第三項までに限られるためである。

◎ 第百一条の二の新設

(資格決定の通知)

第百一条の二 法第二百二十七条((失職及び資格決定))第三項の規定により準用される法第一百八条((投票による選挙・指名推選及び投票の効力の異議))第六項の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、^{規程13条}議長が定める。

本条は、議員の資格決定後の通知について規定するものである。

地方自治法第二百二十七条((失職及び資格決定))第三項の規定により準用される同法第一百八条((投票による選挙・指名推選及び投票の効力の異議))第六項の規定による決定の文書による交付を同法第三百三十八条の二第二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う場合、同項ただし書の規定により地方自治法施行規則第十二条の二の七第二号に掲げる議会等が定めるところによる届出による必要がある。当該議会等の定めるところは、会議規則に該当する規定がないため、第百一条の二として新たに設けるものである。

◎ 第百三条の改正

【改正前】

(携帯品)

第百三条 議場に入る者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、かさ、写真機及び録音機の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。



【改正後】

(携帯品)

第百三条 議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

本条は、議場に入る者(議会事務局の職員及び説明員も含む)の服装、携帯品の禁止について規定するものである。

今回の改正では、「外とう、襟巻、かさ」の表記を「コート、マフラー、傘」に改め、「つえ、写真機及び録音機」を削除するとともに、病気その他の理由により必要と認められる携帯品については、議長の許可制から議長への届出制に改める。

「外とう、襟巻、かさ」については、法令の表記に合わせて改める。

「つえ」については、すでに標準町村議会傍聴規則において、障害者差別解消法の施行に鑑み、平成27年5月に削除していることから、同様な趣旨として削除するものである。

「写真機及び録音機の類」は、昭和48年の町村議会標準会議規則の改正時に一部の議員ではあるが、これらの機器を使用して自己あるいは執行機関側の発言を収録再編して宣伝の具として住民に真実を伝えない事例もあったため、これを防止するとの理由で挿入されたものである。

しかしながら、デジタル技術の進展により、タブレット端末やスマートフォンなど撮影機能や録音機能をもった多機能な機器が登場し、改正当時とは社会情勢が大きく異なっていること、議会の審議においてこうした機器を活用するにあたり厳格に解するとこの規定が支障になるとの声が複数の町村議会から寄せられていること、この規定が標準都道府県議会会議規則及び標準市議会会議規則にはない規定であること等から「写真機及び録音機の類」を削除するものである。ただし、これにより議場において撮影・録音を解禁するものではないし、会議中のこれらの機器の私的な利用を認める趣旨ではないことに留意すべきである。

病気その他の理由により必要な携帯品については、本条のただし書により、議長の許可を受けた場合に持ち込み可能と規定されているが、病気、障がい等のある者が会議に出席するために一般的に必要と認められる携帯品(車椅子等の補装具、携帯用酸素吸入器等の医療機器等が想定される)については、届出制とすることが合理的であることから改正するものである。

◎ (参考)第二百二十四条の削除

(参考)

(会議録の記録事項)

第二百二十四条 会議録は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をもつて作成し、当該会議録に記録する事項は、次のとおりとする。

一～十五(略)

◎ (参考)第二百二十五条の削除

(参考)

(会議録の配布)

第二百二十五条 会議録は、当該会議録に記録された事項を記載した書面又は当該事項を記録した磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。)を作成して、議員及び関係者に配布する。(参考)

◎ (参考)第二百二十六条の削除

(参考)

(会議録に掲載又は記録しない事項)

第二百二十六条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第六十四条((発言の取消し又は訂正))の規定により取り消した発言は、掲載又は記録しない。(参考)

◎ (参考)第二百二十七条の削除

(参考)

(会議録署名議員)

第二百二十七条 会議録に法第二百二十三条第三項に規定する署名に代わる措置をとらなければならない議員は、○人とし、議長が会議において指名する。

(参考)第二百二十四条から(参考)第二百二十七条は、参考規定として会議録を書面又は磁気ディスクによる作成及び配布について規定しているが、文書等(有体物)のデジタル化、オンライン化に対応するため、通則的な規定として第二百二十九条の二と第二百二十九条の三を新設することに伴い削除するものである。

◎ 第二百二十九条の二の新設

(電子情報処理組織による通知等)

第二百二十九条の二 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第一項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第六項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置^{規程4条}を含む。以下この項及び第四項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

会議規則中に規定される文書等(有体物)のデジタル化、オンライン化については、通則的な規定として本条(第二百二十九条の二)及び次条(第二百二十九条の三)を新設することにより対応することとする。

文書等(有体物)により行うことが求められている行為をデジタル化するに当たっての対応は、

① オンライン化を認めるもの(通知(申請等、処分通知等))

※ 「通知」とは、「ある一定の事実、処分又は意思を特定の相手方に知らせること」を意味し、申請等及び処分通知等は通知に含まれる(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略デジタル・ガバメント担当『逐条解説デジタル手続法』(2020) p.55 参照)。

② ①を受けて電磁的記録を印刷した書類等を使用するもの(縦覧等)、

③ 電磁的記録を用いて行うことを認めるもの(作成等(作成、保存等))

に分類され、行為の種類ごとに対応が異なる。そのため、行為類型ごとに規定を設ける必要がある。

一方で、改正後の地方自治法第百三十八条の二は、議会等に対して行われる通知と議会等が行う通知を区別しているが、議会に係る手続のオンライン化に当たっては、個別の手続によって電子署名の要否が異なることはあっても、主体客体によって効果を異ならせることは考えにくい。そのため、個別の取扱いの差については、議長決定(規程)に委ねることとする。

また、②の縦覧等は会議規則にはない。

以上のことから、分類としては、①通知(第二百二十九条の二)、②作成等(第二百二十九条の三)として規定したものである。

本条(第二百二十九条の二)は、電子情報処理組織による通知等について規定するものである。

第一項は、議会又は議長若しくは委員長に対して行われる通知のうち会議規則の規定において文書(有体物)により行うことが規定されているものは、議長が定める電子情報処理組織(いわゆるオンライン)を使用する方法により行うことができることを定めるものである。

地方自治法第百三十八条の二では、「文書等」は、「文書その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物」と定義されている。本項において「文書等」は、「文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物」と定義しており、地方自治法の規定に「文字、図形」が加えられている。これは、①会議規則の規定により文書等によることが求められているのは文字情報のみだが、実際の運用においては図画等が含まれることがあることから(例:会議録の添付資料等)疑義を払拭する意義はあること、②各議会における条文に幅広く対応する規定ぶりとするのが望ましいこと、からである。

議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)として「電子情報処理組織」を定義している。「電子情報処理組織」とは「オンラインシステム」について規定するものであるが、電子情報処理組織の用語自体は立法例の中では定義することなく使用されている例があり、一定の意味がある用語としてそのまま使用することも可能である。しかしながら、電子情報処理組織という用語だけでは、オンラインシステムが特定できないため、いかなるオンラインシステムからでも受け付けが可能と捉えられる。このため、「議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)」と規定した。

なお、「電子計算機(入出力装置を含む。)」とは、一部に専用線端末を使用する場合が残る可能性や将来的に CPU を搭載しない端末が出現する可能性をも考慮して、電子計算機を単なる入出力装置も含むものと規定した。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、
規程6条
議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を
規程5条
受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
規程7条

第二項は、議会又は議長若しくは委員長が行う通知のうち、会議規則の規定により文書等(有体物)により行うことが規定されているものは、議長が定める電子情報処理組織(いわゆるオンライン)を使用する方法により行うことができることを定めるものである。ただし書は、通知を受ける者がオンラインによることを希望していない場合や、コンピュータ等を有しておらずオンラインで通知を受けることができない場合は、オンラインにより通知を行うのは適当でないことから、当該通知を受ける者がオンラインにより受ける旨の表示をする場合に限定することを定めるものである。

3 前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

第三項は、第一項及び第二項の規定によりオンラインで行われた通知については、当該通知に関する会議規則の規定による方法によるものとみなすことを定めるものである。

オンラインにより通知された文書についても会議規則の規定が適用されることとなる。

4 第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第二十一条((日程の作成及び配布))、第九十一条((請願文書表の作成及び配布))第一項、第九十二条((請願の委員会付託))第一項及び第二百五条((会議録の配布))の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機(入出力装置を除く。))による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法規程8条により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時規程9条に当該者に到達したものとみなす。

(注 議員に対し請願文書表の作成及び配布ではなく請願書の写しの配布で対応している議会にあつては、第九十一条((請願文書表の作成及び配布))第一項は、第九十一条((請願書の写しの配布))とする。)

第四項は、第一項及び第二項の規定によりオンラインで行われた通知の到達時期について定めるものである。オンラインによる通知の到達時期は、当該通知を受ける者のコンピュータ等に備えられたファイルに記録された時に到達したものとみなすことを定める。

到達したとみなす規定を置くことは、デジタル手続法の逐条解説では、「判例・通説によれば、到達は、意思表示が相手方の支配領域に入ったこと、すなわち相手方が意思表示の内容を了知し得る状態におかれれば足り、必ずしも相手方が現実にそれを了知することまでも必要とするものではないと解されている。オンライン手続の到達時期については、オンライン申請等、オンライン処分通知等とともに社会通念上明白な共通の理解が成立しているとはまではいえないと考えられるため、法令において到達時期の規定を整備することが必要であると考えられる（内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略デジタル・ガバメント担当『逐条解説デジタル手続法』（2020）p.93）」とされているが、会議規則においても同様である。

括弧書きについては、既にオンライン化されている手続において、議員に対する配布については、クラウド型サービス(Sidebooks、MoreNote等)を利用し、クラウド上にアップロードした時点で到達とみなす運用がされている(配布資料については、議員全員がダウンロードするとは限らず、ダウンロードした段階で到達とすると、配布したことにならない恐れがあるため)。会議規則中の手続においても、特定多数の議員に配布する場合、サーバーにアップロードしたファイルが相手方(議員等)に閲覧可能となった時点(事前にアップロードしておき、アクセス可能日時を設定する運用を想定)にする必要があるため規定するものである。

対象となる通知は、第二十一条((日程の作成及び配布))、第九十一条((請願文書表の作成及び配布)) 第一項、第九十二条((請願の委員会付託)) 第一項及び第二百五条((会議録の配布))となる。なお、書面等によることが求められていない手続については、本条の対象外だが、オンライン化に当たっては到達時期を検討する必要がある(第二十三条の規定による議事日程のない会議の通知等は、配布と同様の取扱いとすることも考えられる。)

第二十一条、第九十一条第一項、第九十二条第一項及び第二百五条の規定による議員に対する通知の到達時期は、①相手方電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時、②クラウド上にアップロードし、かつ、その旨を議員に対して通知した時のいずれか早い時となる。

なお、「電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機(入出力装置を除く。))による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)」と規定しており、電磁的記録に録音テープやビデオテープは含まない。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて^{規程10条}議長が定めるものをもつて代えることができる。

第五項は、通知のうち会議規則の規定において署名、連署、記名押印することが規定されているものを、第一項又は第二項の規定によりオンラインで行う場合は、会議規則の規定にかかわらず、氏名や名称を明示する措置を議長が定めるものに代えることができることを定めるものである。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として^{規程11条}議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第三項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第六項の規定により前二項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。)」とする。

第六項は、オンラインによる通知をするものの、対面による本人確認、原本確認の必要があるなど、こうした取扱いをせざるを得ない正当な理由がある場合に限り部分的なオンラインを認めることを定めるものである。

通知のうちオンラインで行うことが困難又は著しく不相当と認められる場合の例示として、本人に出頭を求めたり、原本の提出を求めたりする必要がある場合について規定している。その他の当該通知のうちオンラインにより行うことが困難又は著しく不相当と認められる場合としては、膨大な資料など電磁的記録にして通知することが利便性を損なう場合などが想定される(例えば資格決定の要求をする際に提出される証拠書類)。

なお、具体的にどのような部分をオンラインで行うかどうかについては、議長が定めるものとする。

◎ 第二百二十九条の三の新設

(電磁的記録による作成等)

第二百二十九条の三 この規則の規定(第二十九条((投票用紙の配布及び投票箱の点検))第一項(第八十五条((選挙規定の準用))において準用される場合を含む。))を除く。))において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。))が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

規程12条

本条は、文書等を電磁的記録により作成し、又は保存することについて規定するものである。

第一項は、第二十九条((投票用紙の配布及び投票箱の点検))第一項(第八十五条((選挙規定の準用))において準用される場合を含む。))を除き、会議規則の規定において議会又は議長若しくは委員長が文書等を作成し、又は保存することが規定されているものについては、議長が定めるところにより電磁的記録により行うことができることを定めるものである。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

第二項は、第一項の規定により行われた電磁的記録による作成等についても本来の文書等により行われたものとみなして会議規則の規定を適用することを定めるものである。